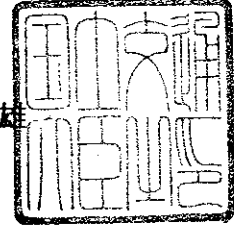




国総観企第3号  
平成17年4月21日

交通政策審議会  
会長 奥田 碩 殿

国土交通大臣 北側 一 雄



交通政策審議会に対する諮問について

観光基本法第5条第2項に基づき、下記事項について諮問する。

記

【諮問第36号】

「平成17年度において講じようとする観光政策」(案)

【諮問理由】

観光基本法(昭和38年法律第107号)第5条第2項において、政府は、毎年、国会に、観光の状況及び政府が観光に関して講じた施策に関する報告書を提出するとともに、交通政策審議会の意見を聴いて、当該報告に係る観光の状況を考慮して講じようとする政策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならないとされていることから、上記について同審議会の意見を聴く必要がある。